

財務諸表

第18期

自 2020年7月 1日
至 2021年6月30日

活動計算書
貸借対照表
財産目録

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2020年度 活動計算書

2020年 7月 1日から 2021年 6月 30日まで

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	160,000	
賛助会員受取会費	2,177,000	2,337,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	60,145,746	60,145,746
3 受取助成金等		
受取補助金	3,205,600	
受取民間助成金	500,000	3,705,600
4 事業収益		
国内外の貧困解消及び緊急援助の ための人材派遣事業(GV事業)	0	0
5 その他収益		
受取利息	1,093	
為替差益	574,174	
その他	1,990,677	2,565,944
経常収益計		68,754,290
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	15,860,146	
法定福利費	2,531,269	
福利厚生費	32,446	
通勤費	919,774	
教育訓練費	1,882	
人件費計	19,345,517	
(2)その他経費		
工事費	5,167,407	
寄付金	190,158	
保険料	55,276	
地代家賃	2,984,513	
水道光熱費	175,955	
消耗品費	380,275	
減価償却費	330,530	
旅費交通費	255,096	
通信費	327,211	
郵便・荷造運賃	83,365	
広告宣伝費	162,373	
業務委託費	186,945	
弁護士会計士等報酬	112,750	
購読料、書籍代	2,052	
租税公課	2,500	
銀行手数料	265,284	
諸会費	113,250	
その他経費計	10,794,940	
事業費計		30,140,457
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	4,291,952	
法定福利費	718,371	
福利厚生費	7,169	

通勤費	109,767		
教育訓練費	2,036		
人件費計	5,129,295		
(2)その他経費			
保険料	6,482		
地代家賃	600,487		
水道光熱費	35,402		
消耗品費	43,048		
減価償却費	14,745		
旅費交通費	2,024		
通信費	34,682		
郵便・荷造運賃	4,247		
業務委託費	650,585		
弁護士会計士等報酬	1,320,000		
租税公課	1,450		
銀行手数料	119,812		
諸会費	16,750		
その他経費計	2,849,714		
管理費計		7,979,009	
経常費用計			38,119,466
当期経常増減額			30,634,824
Ⅲ 経常外収益			
雇用調整助成金		3,015,000	
家賃支援給付金		1,168,748	
経常外収益計			4,183,748
税引前当期正味財産増減額			34,818,572
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			18,321,635
次期繰越正味財産額			53,140,207

2020年度 貸借対照表

2021年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	53,959,953		
未収金	838,767		
前払費用	325,594		
流動資産合計		55,124,314	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	362,750		
什器備品	295,342		
有形固定資産計	658,092		
(2)投資その他の資産			
敷金	1,000,000		
保証金	500,000		
投資その他の資産計	1,500,000		
固定資産合計		2,158,092	
資産合計			57,282,406
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	3,558,160		
前受金	220,000		
預り金	364,039		
流動負債合計		4,142,199	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			4,142,199
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		18,321,635	
当期正味財産増減額		34,818,572	
正味財産合計			53,140,207
負債及び正味財産合計			57,282,406

2020年度 財産目録

2021年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店	33,398,660	
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店 (米ドル口)	19,571,150	
普通預金 三井住友銀行中野坂上支店	136,806	
郵便貯金	853,337	
未収金	838,767	
前払費用	325,594	
流動資産合計		55,124,314
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
建物		
電気・電話工事	362,750	
什器備品		
パソコン3台	295,342	
有形固定資産計	658,092	
(2)投資その他の資産		
敷金	1,000,000	
保証金	500,000	
投資その他の資産計	1,500,000	
固定資産合計		2,158,092
資 産 合 計		57,282,406
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	3,558,160	
前受金	220,000	
預り金	364,039	
流動負債合計		4,142,199
2 固定負債		
固定負債合計		0
負 債 合 計		4,142,199
正 味 財 産		53,140,207

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
当法人の正味財産は53,140,207円ですが、そのうち458,522円は、下記のように用途が特定されています。
したがって用途が制約されていない正味財産は52,681,685円です。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
居住支援法人活動支援事業	国土交通省	0	3,205,600	3,205,600	0	
Habitat Leadership Academy ユースコーチ研修	公益財団法人 電通育英会	0	500,000	41,478	458,522	
合 計		0	3,705,600	3,247,078	458,522	

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	△ 159,754	362,750
什器備品	2,351,163	375,702	0	2,726,865	△ 2,431,523	295,342
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	1,500,000	500,000	1,500,000	500,000	-	500,000
合 計	5,373,667	875,702	1,500,000	4,749,369	△ 2,591,277	2,158,092

4 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書) 受取寄付金	60,145,746	1,000,000
合 計	60,145,746	1,000,000

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

独立監査人の監査報告書

2021年8月31日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

理事長 セシリア・ビルギッタ・メリン 殿

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 村田 俊祐 
公認会計士 淡路 洋平 

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2020年7月1日から2021年6月30日までの2020年度（FY21:2020年7月～2021年6月）の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、NPO法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適切に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、NPO法人会計基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、NPO 法人会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上